

第3回協議会：国と県合同の協議・取組方針共有

●平成29年1月の社会資本整備審議会（答申）により河川管理者、地方公共団体等が一体的に対応し「水防災意識社会」の再構築のための取組を推進し、具体的な内容の充実を図ることが明記。

答申（中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について）を踏まえた合同協議会

答申の概要(対策の基本方針)～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

対策の基本方針

中小河川等において、今回のような痛ましい被害を二度と出さないという強い決意のもと、

『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』 『地域社会機能の継続性を確保すること』

- 水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- 治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること

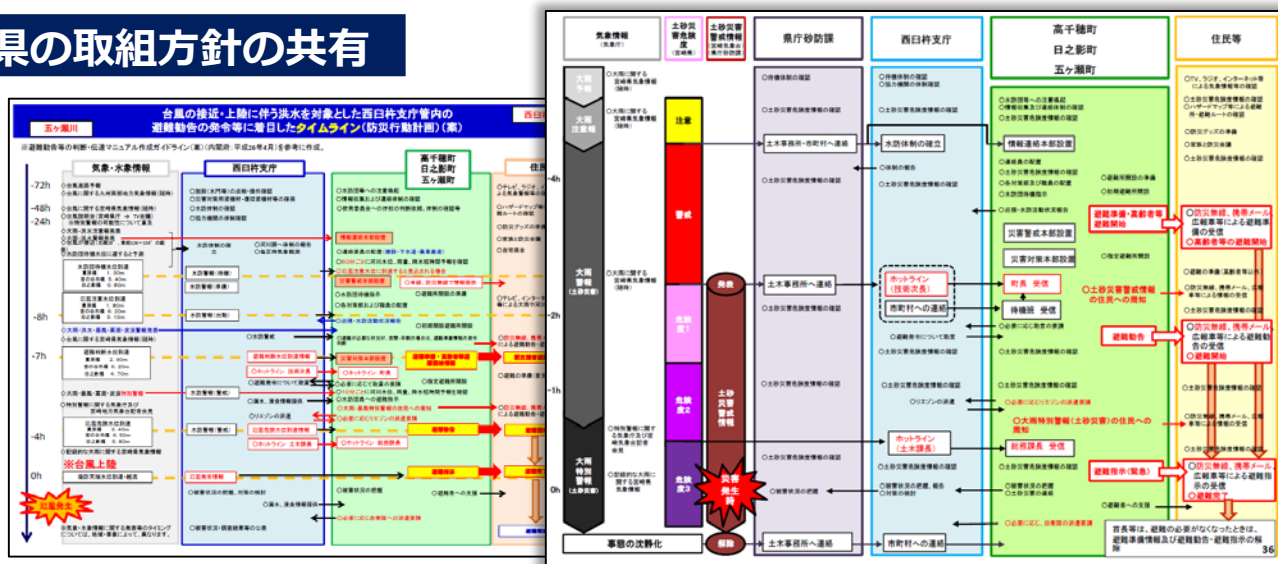
河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応

河川管理者、地方公共団体等が一体的に対応し「水防災意識社会」の再構築のための取組を推進し、具体的な内容の充実を図ることとなった

「水防災意識社会」の再構築のための取組を拡大、充実

・「水防災意識社会」の再構築に向けた取組が進められ、今夏より都道府県管理河川に拡大して進められているところであるが、この取組を更に加速し、各種取組を関係者において一体的に推進するとともに、具体的な対策についてその内容の充実を図っていくことが重要。

県の取組方針の共有



第3回協議会は、国と県と合同で実施。

五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策協議会（仮称）

国の取組に加え、県の取組も共有